

傷害事件(暴行等)に関する提出書類

医療機関(病院)での受診

傷害事件(暴行等)に起因する医療費は、本来加害者が賠償すべきものであるため、原則として国民健康保険の給付はできません。しかし緊急の場合など、国民健康保険証を使用して受診する場合は、下記の書類の提出を条件に保険給付を認めます。

書類を提出されない場合、保険給付を取り消し、給付額全額を返還していただくことになります。

提出書類

チェック欄

- 傷害事件(暴行等)による傷病届
- 事故発生状況報告書
- 同意書
- 保険給付承認申請書
- 診断書・治癒証明書
→『医療機関』で入手してください。
治癒証明書は傷病が治り次第ご提出ください。
- その他、傷害事件に関する資料一式
→『警察』等から交付されたものや、その他事件に関する資料があれば添付してください。
- 誓約書(加害者側)
→加害者が保険に加入していない場合、誓約書を提出してください。

提出先

〒201-0003 狛江市和泉本町 1-1-5
狛江市福祉健部保険年金課
国民健康保険係 第三者行為担当
TEL.03-3430-1111 内線 2289